

令和2年2月17日

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

受動喫煙防止対策について

受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、国は改正健康増進法を、東京都は受動喫煙防止条例を制定しました。

本年4月1日から、法及び条例の全面施行に伴い、屋内は原則禁煙という新たなルールが始まります。

そこで、改めて、下記により各施設において適切に対応していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正法及び条例の概要について（別紙参照）

本年4月1日からは、2人以上の人が利用する施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室内以外の喫煙ができなくなります。

詳細は別紙資料を御参照ください。

2 関係機関・部署等への周知について

各施設において、改正法及び条例の規定を遵守していただくため、1の概要資料や、東京都ホームページに掲載している施設管理者向けハンドブック等を活用し、新制度に関する周知をしていただけますと幸いです。当課から、事業者向けチラシなど各種資料をお送りしてもよい施設や団体等があれば、御紹介ください。

なお、2月26日（水曜日）に、施設管理者向け（初めて新制度について説明を聴かれる方向け）の説明会を開催いたします。添付しました開催チラシ（すでに別途お送りしております）を御参照の上、周知に御協力いただきますようお願い申し上げます（締切は2月14日（金曜日）としてありますが、当日受付も可能です）。

3 イベントや会議等におけるポスター掲出、チラシ・グッズ配布について

新しいルールの周知徹底のため、別添のとおり、受動喫煙に関するポスターやリーフレット等を作成しています。数に限りがあるものもありますが、御希望に応じて資料を提供いたしますので、各関係団体や施設等で実施されるイベントや会議、事業所の窓口等でのリーフレット等の配布やポスターの掲示、動画の放映など、制度周知への御協力をお願いいたします。

【啓発ポスター（A2 版）】



【都民向けリーフレット（A5 判（二つ折））】



【事業者向けチラシ（A4 判）】



4 相談窓口について

新制度に関する御質問や御相談等につきましては、以下の相談窓口を御案内ください（各局からの御質問等につきましては、原則として担当課が対応いたします）。

■東京都受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- ・受付時間：平日（月～金曜日）午前9時から午後5時45分まで
（祝日・年末年始を除く。）
- ・電話対応：0570-069690（もくもくゼロ）
来所対応：第一本庁舎29階中央「受動喫煙防止対策相談窓口」
事前に電話で御予約いただくとスムーズに御案内できます。

5 その他

ホームページに、改正法や条例の内容、FAQ等を掲載していますので、御参照ください。チャットボットによる対応もあります。

【とうきょう健康ステーション】内「東京都受動喫煙防止条例」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部

健康推進事業調整担当課長

健康推進課事業調整担当課長代理

宮川（03-5320-4298）

浅井（03-5320-4361）

オール東京で、 受動喫煙防止対策



- 2020年4月1日、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、改正健康増進法&東京都受動喫煙防止条例が全面施行となります。
- これにより、多数の人が利用するすべての施設（飲食店、会社等の事務所、娯楽施設、体育施設、ホテル・旅館等）＊の屋内を**原則禁煙**とする新しいルールが始まります。
＊ お客様が利用する施設はもちろん、従業員のみの事業所等も、「多数の人が利用する施設」となります。多数＝“2人以上”です。

新しいルールを守って、吸う人も吸わない人も
快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。



施設の管理権原者に責務が課せられます。

施設の管理権原者（責任者）には、喫煙禁止場所に喫煙器具等を置かないことや、喫煙禁止場所で喫煙している者に喫煙をやめるよう求めること、喫煙場所や喫煙場所を置く施設の主な出入口に適切な表示を行うことなどの責務が課せられます。守られない場合、保健所の助言・指導や行政処分、過料徴収の対象となる場合があります。



施設の種類によって、 規制の内容・対応方法が異なります。

第一種施設（学校、病院、児童福祉施設、行政機関等）

屋内完全禁煙。喫煙室は設置できません。やむを得ず敷地内の屋外に喫煙場所を設置する場合は、一定の要件を満たす必要があります。第一種施設の中でも、小中高校や保育所等については、屋外にも喫煙場所を設置しないようにしなければなりません。

第二種施設（上記第一種施設・下記喫煙目的施設以外すべて）

原則屋内禁煙。基準を満たした喫煙室の中以外は、喫煙は禁止です。飲食店においては、従業員がいない小さなお店であれば、店内すべてが喫煙可である喫煙可能店にできます。

旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテルの客室は、規制の適用外です。客室以外の共用部等は、規制が適用されます。

喫煙目的施設

飲食店のうち、喫煙を主目的とする施設で、たばこの対面販売をし、主として主食を出さないお店であれば、店内すべてが喫煙可である喫煙目的施設にできます。

施設の種類によって、 設置できる喫煙室の種類が異なります。

施設に設置できるのは、

- ① 喫煙専用室 ② 指定たばこ（＝加熱式たばこ）専用喫煙室 ③ 喫煙可能室
④ 喫煙目的室 の4つです。施設種別により設置できる喫煙室は異なります。

① 喫煙専用室



- ・飲食不可
- ・施設の一部に設置可

② 指定たばこ専用喫煙室



- ・飲食可
- ・施設の一部に設置可
- ・加熱式たばこのみ
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示

③ 喫煙可能室



- ・飲食可
- ・施設の一部/全部に設置可
- ・従業員がいない飲食店のみ設置可
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示
- ・要件を満たすことを示す書類保管
- ・保健所等への届出が必要

④ 喫煙目的室



- ・飲食可
- ・施設の一部/全部に設置可
- ・喫煙を目的とする飲食店のみ設置可
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示
- ・たばこ対面販売（出張販売）
- ・主食にあたる食事の提供不可
- ・要件を満たすことを示す書類保管

原則屋内禁煙ですが、喫煙室を設置する場合には…

- ・主な施設（第二種施設）では、①または②のみ設置できます。
- ・従業員がいない飲食店には①②のほか③も設置できます。
- ・喫煙目的施設には④が設置できます。

◎ いずれの喫煙室も、たばこの煙が喫煙室外に漏れない等の技術的基準を満たさなければなりません。また、「喫煙室及び喫煙室を設置した施設の主な出入口への標識の正しい掲示」や「喫煙場所への20歳未満立入禁止」のルールも守ってください。

設置する喫煙室の種類によって、保管する書類等の
運用のルールが異なりますのでご注意ください。



飲食店は、
禁煙の場合も
店頭表示を！



2020 年 4 月 1 日までに、
以下の措置を講じるようお願いいたします。



2020 年 4 月 1 日までに、各施設において、「禁煙にするか」「喫煙室を設けるか」の方針を決めて、準備をしてください。

4 月 1 日以降は、決められた場所以外での喫煙はできなくなります。

施設の方針が決まらない場合や喫煙室の設置が間に合わない場合等は、対応策が決まるまでの間は、一旦禁煙としてください。

【方針・対応例】

●屋内禁煙化

法令の定める技術的基準に適合した喫煙室を設けない場合は、施設の屋内は、全面禁煙としてください。時間分煙や空間分煙は認められません。

●喫煙室設置→標識の掲示

施設の屋内に喫煙室を設ける場合は、技術的基準を満たし、施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙室が設置されている旨を記載した標識を掲示してください。その他、書類の保管など必要な対応をとってください。



Q1 屋外*に喫煙場所を設けるに当たって、規制はありますか？

A1 第一種施設以外の屋外については規制がありませんが、受動喫煙が生じないように配慮する義務を定めています。例えば、施設の出入口からは可能な限り遠ざける、たばこの煙が人通りの多い道に流れないようにする等の配慮をお願いします。

*屋外とは、①屋根がある建物 ②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所に当てはまらない場所のことです。

Q2 同じ建物の中に、第一種施設（保育園・クリニック等）が入っている場合、第二種施設である自分の店舗も全面禁煙にしなければなりませんか？

A2 同じ建物内にあっても、各施設の機能や利用者が明確に異なり、区分されている場合は、それぞれ独立した別の施設として、規制を適用します。本例の場合、保育園やクリニックのエリアと、自店舗のエリアが明確に区分されており、保育園やクリニックの利用者が必然的に自店舗に立ち入ることが想定されない場合は、必ずしも全面禁煙とする必要はありません。

Q3 喫煙室の技術的基準とは？

A3 ①出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である ②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている ③たばこの煙が施設の屋外に排気されている の3点です。

—— 東京都の取組 ——

- ★公式ホームページ「とうきょう健康ステーション」で、最新の情報を発信しています。施設管理者の方向けのハンドブックや、標識のデータ等も掲載していますので、ご活用ください。



～ 『東京都受動喫煙防止条例』で検索 ～

- ★皆様の受動喫煙防止対策を支援するため、専用の相談窓口を設置しています。

受動喫煙防止対策相談窓口

もくもくゼロ
☎ **0570-069690**



※ 9時～17時45分／年末年始・土日祝除く

- ★専門アドバイザーが、喫煙室整備に関する助言や、現地調査を行います。希望する方は上記相談窓口にご連絡ください。
- ★各区市町村・保健所の取組や、喫煙可能室の届出等については、管轄の保健所等へお問い合わせください。

(担当) 福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎03-5320-4361

2020年4月1日から新制度開始

受動喫煙対策がかわります。

令和元年度 第3回

受動喫煙防止対策に関する施設管理者向け説明会

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の制定により、施設管理者には受動喫煙防止対策を講じる義務が定められました。

2020年4月1日から、飲食店や宿泊施設、事業所など、多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙室を設ける際は、法令の定める技術的基準を満たさなければなりません。

このたび、施設管理者の方々が、今、理解しておかなければならない基本事項をお伝えする説明会を開催することとしましたので、お知らせします。「2020年4月1日までに何をすればいいのかわからない」、「喫煙室設置の技術的基準について具体的に知りたい」という施設管理者の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時

令和2年2月26日(水曜日)

【午前の部】午前10時30分から午後0時30分まで(午前10時開場)

【午後の部】午後2時から午後4時まで(午後1時30分開場) ※午前・午後は同内容です。

講義

1

受動喫煙防止対策に関する新たな制度について

～屋内原則禁煙、受動喫煙防止対策の実現に向けて～

東京都(受動喫煙防止対策担当)

(施設管理者の責務/施設ごとの規制内容/標識掲示の種類と掲示場所 等)

講義

2

喫煙室等設置の技術的基準に関する具体的な対応について

市川 英一氏(一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 労働衛生コンサルタント)

(技術的基準を満たす喫煙室の設置/正しい計測方法/好事例の紹介 等)

参加

無料(事前申込が必要です。)

会場

烏山区民会館 ホール(東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号)

対象

東京都内にある施設の管理者、受動喫煙防止対策担当者等

※これまで施設管理者向け説明会に参加されたことのない方向けの初級編です。

定員

380名

締切

令和2年2月14日(金曜日)



参加方法は裏面をご覧ください!

東京都受動喫煙防止条例についてはHPを参照ください>>>



東京都福祉保健局



FAX用申込書 兼 参加証 (FAX.03-6635-5301)

参加希望	☐ 午前 ☐ 午後 ☐ 午前・午後どちらでも良い ※どちらでも良い場合は、東京都で参加枠を決めさせていただきます。		
参加者氏名	フリガナ	役職	
施設種別	☐ 1 飲食 ☐ 2 宿泊 ☐ 3 娯楽 ☐ 4 その他サービス() ☐ 5 事業所 ☐ 6 その他()		
法人名・所属 (団体名)			
住所			
電話番号		FAX	
E-mail		その他	☐ 車いす利用 ☐ 手話通訳利用
「個人情報の取扱いについて」(最下部参照)に同意する ☐ →チェックしてください			

※会場の都合上、お申込みは1企業につき原則として2名様まででお願いします。(参加申し込み数が定員を超える場合は調整させていただきます。)

受付が完了いたしました。出席確認のため、本FAXを当日受付にご提出ください。

受付番号:

お申込み方法

WEB <https://w2.ohwada-gumi.co.jp/setsumeikai/>

お申込みフォームはこちら

E-mail setsumeikai@ohwada-gumi.co.jp

上記必要事項をご記入の上、件名「受動喫煙防止対策説明会申込み」としてお申込みください。



お申込み締切

令和2年2月14日(金曜日)

※会場の都合上、お申込みは1企業につき原則として2名様まででお願いします。(参加申し込み数が定員を超える場合は調整させていただきます。)
結果の通知は2月19日(水曜日)までにお送りします。参加の可否の通知が届かなかった場合は事務局までご連絡ください。
※当日の録音・録画はご遠慮願います。

アンケートにご協力をお願いします

■貴所属における今後の喫煙対策

- ☐ 1 既に対応済(例:全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)
☐ 2 方向性を決定(例:全面禁煙、新たに喫煙室を設置、既存の喫煙室を活用)
☐ 3 検討中
☐ 4 未定
☐ 5 制度が分からない
☐ 6 その他()

■受動喫煙防止対策についてお聞きになりたいことを教えてください。

(検討会、研修会、禁煙キャンペーン、社内ポスターなど、何でも)

アクセス



京王線 千歳烏山駅下車 徒歩1分
住 所 〒157-0062 東京都世田谷区南烏山6-2-19

■お申込みに関するお問合せ

受動喫煙防止対策説明会運営事務局

(株式会社おわだぐみ内 平日10時～18時まで)

電話:03-6635-5255 FAX:03-6635-5301

■事業の内容に関するお問合せ

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当

電話:03-5320-4361 FAX:03-5388-1427

■新制度に関するご相談やご質問

東京都受動喫煙防止対策相談窓口

0570-069690(もくもくゼロ)

個人情報の取扱いについて

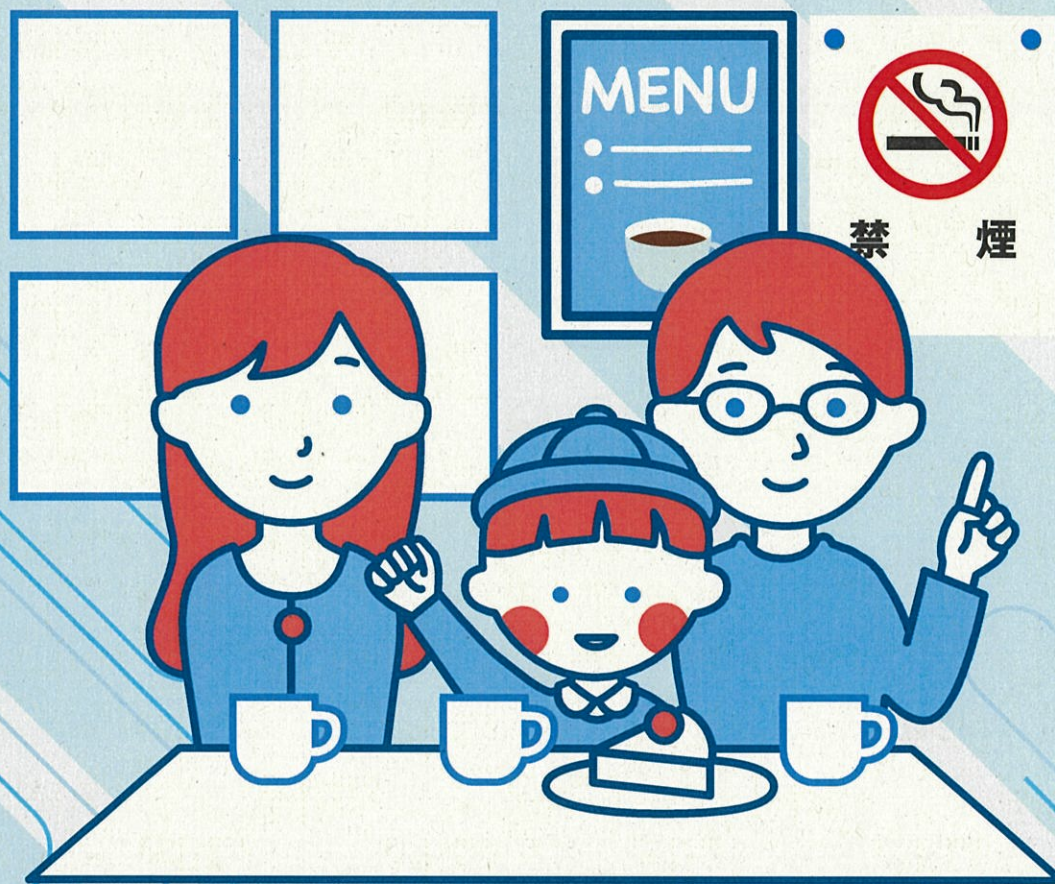
1.事業者の名称:株式会社おわだぐみ(事務局運営) 2.個人情報保護管理者:株式会社おわだぐみ個人情報管理者 3.利用目的:申込者管理、参加証等の送付 4.第三者提供について:頂いた個人情報を第三者に提供することはありません。5.3の利用目的を達成するため、個人情報の取扱いを委託する場合があります。6.開示等のご請求については7.問合せ先にご連絡ください。7.問合せ先:〒108-0073東京都港区三田2-14-4三田慶応ビル12F TEL:03-6635-5255 FAX:03-6635-5301 株式会社おわだぐみ個人情報問合せ窓口 8.本人が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果:個人情報の提供は任意ですが、不備があった場合は参加証等のご連絡ができない場合があります。



2020年4月1日から、

屋内は**原則禁煙**です

改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例



決められた場所以外では、
喫煙はできません

※違反した場合、法・条例により過料等の対象となる場合があります

たばこを吸うときは、周囲の方に配慮してください



お問合せは下記まで

もくもくゼロ

受動喫煙防止対策相談窓口 0570-069690



受動喫煙防止対策に関する情報はこちら



健康ファースト大使
高橋尚子さん



東京都福祉保健局



標識の掲示

◇飲食店の場合

店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。
禁煙の場合も店頭に表示が必要です。

◇その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。

喫煙室の出入口用の標識



喫煙専用室 (対象)
喫煙専用室 (たばこを吸うためのだけの部屋(飲食等不可))を設置した施設



加熱式たばこ専用喫煙室 (対象)
加熱式たばこ専用喫煙室 (加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)を設置した施設

施設の出入口用の標識



喫煙専用室あり (対象)
喫煙専用室を設置した施設



加熱式たばこ専用喫煙室あり (対象)
加熱式たばこ専用喫煙室を設置した施設



禁煙 (対象)
店内全面禁煙の飲食店



喫煙目的店 (対象)
たばこの対面販売をし、主食を主として提供しないバーなど



喫煙可能店 (室※)

(対象) 下記の①～④をすべて満たした飲食店
① 2020年4月1日時点ですでに営業している
② 施設内の客席部分の面積が100㎡以下
③ 中小企業 (資本金の額または出資の総額が5千万円以下) または個人経営
④ 従業員がいない
※ 店内の一部を喫煙可能とする場合は喫煙室の出入口にも標識が必要です。

受動喫煙防止対策に関するお問合せは下記番号まで

受動喫煙防止対策相談窓口 **0570-069690 (もくもくゼロ)**

月～金曜日 9時～17時45分 (祝日・年末年始除く) / 無料 (通話料のみかかります)

東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」⇄ 標識モデル・ステッカーについても掲載

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

* 受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。

東京都受動喫煙防止条例 **検索**



令和2年1月発行 登録番号(31)303

編集・発行 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

電話: 03-5320-4361 (直通)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物のほかにリサイクルできます。

東京都福祉保健局



改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例 2020年4月1日から、 屋内は原則禁煙です

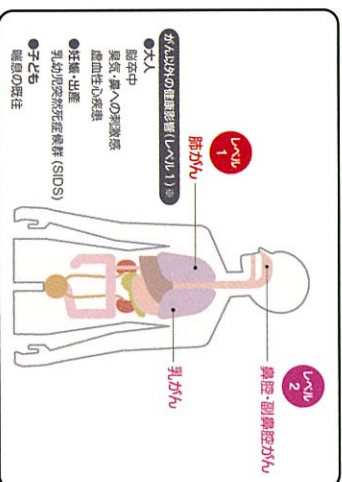


決められた場所以外では、
喫煙はできません

受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。

自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。



※レベル1科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である
レベル2科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない
出典：国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター
HP「がん情報サービス」

健康増進法と東京都受動喫煙防止条例

◇健康増進法(2018年7月改正)

- ▶ 2人以上の方が利用する施設等の原則屋内禁煙をルール化
- ▶ 施設等の類型により設置可能な喫煙室を定義
- ▶ 施設の管理権原者等が講ずべき措置を規定

◇東京都受動喫煙防止条例(2018年6月制定)

- ▶ 健康影響を受けやすい**20歳未満の子供**を守る観点から、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の屋外喫煙場所の設置を禁止
- ▶ 受動喫煙を防ぎにくい立場である**従業員**を守る観点から、従業員がいる飲食店では原則屋内禁煙

◇2020年4月1日から、法・条例の全面施行に伴い、全ての施設において、**原則屋内禁煙**です。基準を守った喫煙室以外では、屋内での喫煙はできません。

※違反した場合、法・条例により過料等の対象となる場合があります。
※屋外での喫煙ルールは、区市町村が独自に定めている場合があります。
詳細は、管轄の区市町村にお問合せください。

喫煙ができる場所

たばこは決められた場所で吸いましょう。
喫煙できる場所には、20歳未満の方は入ることができません。



第一種施設

(医療機関、大学、児童福祉施設、行政機関など)
屋内完全禁煙です。

特定屋外喫煙場所では、

たばこを吸うことができます。
特定屋外喫煙場所がない場合は、
たばこは吸えません。

飲食店

下記喫煙室で喫煙が可能です。

- ① **喫煙専用室**(たばこを吸うための部屋)
- ② **加熱式たばこ専用喫煙室**
(加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)



第一種施設及び飲食店以外の施設

(会社、事務所、娯楽施設、運動施設、ホテルなど)
下記喫煙室で喫煙が可能です。

- ① **喫煙専用室**(たばこを吸うための部屋)
- ② **加熱式たばこ専用喫煙室**
(加熱式たばこのみ吸いながら飲食等ができる部屋)



※住居やベランダ、入居施設の個室など、人の居住する場所は**規制対象外**ですが、
下記配慮義務が定められています。

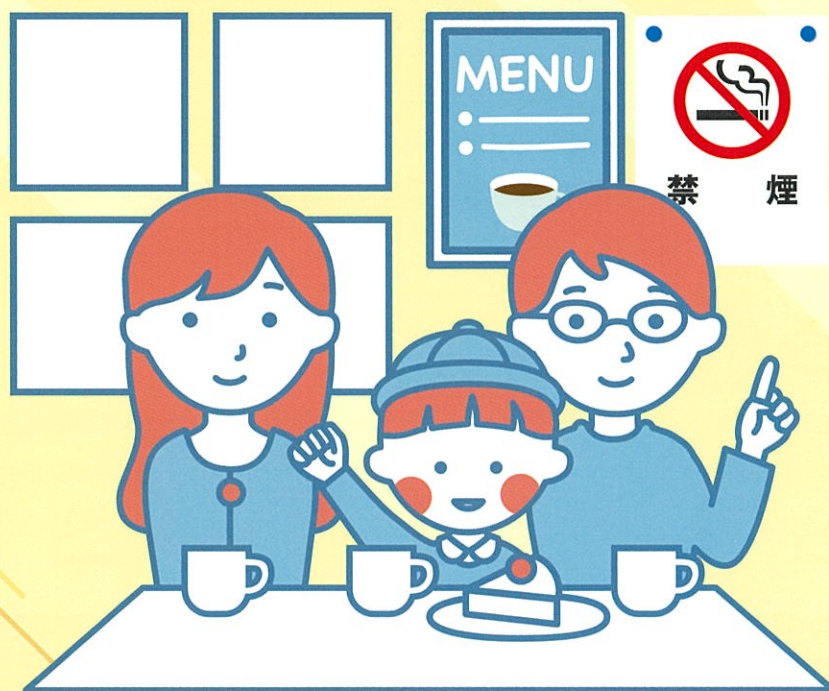
また、ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室は、喫煙可能な客室であれば、
たばこを吸うことができます。

配慮義務

健康増進法により、以下のとおり**配慮義務**が定められています。
・喫煙者は、喫煙をする際は、周りの状況に配慮しなければなりません。
・施設の管理権原者やその他管理者は、喫煙場所を置く際に、受動喫煙が起ることのないよう配慮しなければなりません。

2020年4月1日から、 屋内は**原則禁煙**です

事業者の皆さま、禁煙化や喫煙専用室の設置等、ご対応をお願いいたします



改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例

新制度における喫煙ルール

飲食店 オフィス 商業施設 宿泊施設 遊技場



○二人以上の方が出入りする施設は、**原則屋内禁煙**です。喫煙室を設置する場合、**基準を満たす**必要があります。

○喫煙できる場所に、**20歳未満の方**を立ち入らせてはいけません。



標識の掲示

禁煙 喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室 喫煙可能室 喫煙目的室 (シガーバー)



○飲食店の場合

喫煙・禁煙にかかわらず、**店頭**に喫煙できるかできないかを表示する義務があります。
喫煙室の出入口にも、**標識**を掲示する義務があります。

○その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、**施設と喫煙室**の出入口に**標識**を掲示する義務があります。

配慮義務

○施設の管理権原者等は、喫煙場所を設ける際は、**受動喫煙が起こらないように配慮**しなければなりません。

違反した場合、法・条例により罰則等の対象となる場合があります。

◇国の改正健康増進法と、東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、受動喫煙を防止するための制度が新しくなりました。

◆2020年4月1日からは、全ての施設において、原則屋内禁煙です。

基準を満たした喫煙室でのみ、喫煙が可能です。

喫煙室には、20歳未満の方を入室させることはできません。



管理権原者等の主な責務

喫煙してはいけない場所での喫煙器具・設備の撤去及び喫煙者への喫煙の中止等の依頼

施設内に喫煙場所を設ける場合の標識の掲示 など

※管理権原者とは、「施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者」をいいます。

※違反した場合、保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。

喫煙室の種類

喫煙室には、下記4種類があります。施設によって、設置できない喫煙室もありますので、ご注意ください。

なお、いずれの喫煙室も学校や病院などの第一種施設には設置できません。

喫煙専用室



たばこを吸うためだけの喫煙室（飲食等不可）

指定たばこ専用喫煙室



加熱式たばこのみが吸える喫煙室（飲食等可）

喫煙可能室



小規模で従業員がいない飲食店の喫煙室（飲食等可）

喫煙目的室



たばこの対面販売をし、
主食を提供しないバーなどの喫煙室（飲食等可）

喫煙室の技術的基準

屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないように、以下の基準を満たした措置を講じる必要があります。

- ①出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

※従業員のいない小規模飲食店が、喫煙可能店として店内を全面喫煙可能とする場合は、②のみ満たす必要があります。

《経過措置について》 ＊期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、下記を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ・浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³であること

ご不明な点は、

受動喫煙防止対策相談窓口

0570-069690（もくもくゼロ）

月～金曜日 9時～17時45分（祝日・年末年始除く）／ 無料（通話料のみかかります）

東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」◀標識モデル・ステッカーについても掲載

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

＊受動喫煙防止対策の最新情報を発信しています。

東京都受動喫煙防止条例

検索

